

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第146回 ネット上の独占行為に対する規制の明確化

国家市場監督管理総局が6月11日に公布した「市場支配的地位の乱用行為の禁止に関する暫定施行規定」(以下「新規定」という)が、9月1日よりすでに正式に施行されています。2010年に公布された「市場支配的地位を乱用する行為を禁止することにかかる工商行政管理機関の規定」に比べ、新規定には多くの変更点があり、中でも、インターネット上の独占行為が規制対象として挙げられたことが注目されます。今回はこれに関する内容をご紹介します。

◇ネット上の独占関連案件の状況

インターネット業界は中国で急速に発展している新興産業であり、技術の応用が複雑で変化が速いといった特性を有する。これまで当局によるインターネット上の独占行為に対する法執行は極めて慎重に行われており、関連する行政法執行案件は確認されない。一方で、ネット企業間の独占禁止関連の民事訴訟事案は少なくはなく、北京奇虎科技有限公司(以下「奇虎360」という。代表サービスは「360セキュリティソフトウェア」とテンセント(騰訊。代表サービスはQQ、WeChat)の間で起きた民事訴訟事案は人々の高い関心を集めた。

2012年4月、奇虎360はテンセントを相手取り独占禁止に関する民事訴訟を提起した。その事由は、テンセントが長く市場支配的地位を乱用し、模倣、セット販売、特典などの方式で自社サービスの強行的な売り込みを行ってきた中で、特に奇虎360のセキュリティソフトを抑圧する目的から、ユーザーに360セキュリティソフトをインストールするとQQにログインできなくなるという二者択一を迫ったことは、独占禁止法中の典型的な取引制限行為であるとして、民事責任(権利侵害の停止および損害の賠償)を負うべきであるというものであった。

本件の裁判は一審が広東省高級人民法院で、二審が最高人民法院で行われ、最終的にテンセントは市場支配的地位を具備しないなどの理由から、奇虎360による訴訟請求は支持されなかった。ただし、民間企業による調査では、中国のネットユーザーのうち80%が奇虎360を支持し、テンセントの行為に強い不満を抱いていることがわかった。

◇「インターネット上の独占行為」に対する規制

現実に絶えず出現するインターネット上の独占行為に対処するため、新規定でようやく当該行為が規制対象として挙げられた形となりました。

1. 市場支配的地位の乱用を構成することの前提条件として、経営者が市場支配的地位を有している必要がある。

ネット業界の経営者が市場支配的地位を有すると認定するには、独占禁止法に規定される市場シェア、関連市場に対する支配能力、資産および経営規模、他の経営者からの信頼度、関連市場への参入難度などの認定要素を考慮するほか、特にネット業界における競争の特徴として、経営モデル、ユーザー数、ネットユーザーによる利用状況、ロックイン効果、技術特性、市場イノベーション、関連データの把握・処理能力および市場力といった特有の要素をも考慮する必要がある。

2. ネット業界の経営者に実施を禁止する市場支配的地位乱用の独占行為には、以下のものがある。

●原価を下回る価格での商品販売。新規定では特に、ネット業界にはシェア獲得のために消費者に無料で商品やサービスを提供する「無料モデル」が大量に存在する点を強調している。

- 取引の拒否または取引対象の限定（特定の対象としか取引しない、一部の対象とは取引を行わないなど）。
- 商品の抱き合わせ販売やその他不合理的取引条件の付加。
- 条件が同等の取引相手に対する差別待遇。

3. 法執行主体の多元化

国家市場監督管理総局は、自身が市場支配的地位の乱用行為に対する法執行権限を持つだけでなく、各省級市場監督管理機関に対し、所轄行政区域内における独占禁止法執行の権限付与も行う。また、省級市場監督管理機関では案件調査を行う際、さらに下位の市場監督管理機関に調査実施を委託することもできるとされている。

◇日系企業の対応へのアドバイス

インターネット上の独占行為が明確に規制の対象となったことは、日系企業にもさまざまな面で影響を与えます。業界競争において優位を持つ日系インターネット企業では、独占行為を構成すると認定されることのないよう事業の展開方式に注意を払い、その他の日系企業でも、大手インターネット企業による公正性を欠いた扱いを受けることがあれば、新規定を十分に活用して自身の権益を守る必要があります。

農業、金融開放も議題に＝米中次官級協議

【ワシントン時事】米中両政府による次官級の貿易協議が7日、ワシントンで始まった。10日から始まる閣僚級協議を前に論点を整理する。中国は米農産物の購入や金融市場の開放など、対立の小さい分野の合意を優先したい意向とみられる。対する米国は、国有企業を優遇する中国の産業政策見直しをはじめとした構造改革の確約を求める構えだ。

原則2日間の次官級協議には、米国から通商代表部（USTR）のゲリッシュ次席代表ら、中国から廖岷財政次官らが参加。ホワイトハウスは7日、2カ月半ぶりとなる閣僚級協議の日程を正式に発表し、議題として知的財産権、技術移転の強要、サービス、非関税障壁、農業などを挙げた。

米FOXニュースは7日にツイッターで「中国商務省は部分的に合意する用意がある」と伝えた。中国は米産大豆の購入拡大などで歩み寄る姿勢は見せるが、構造改革を先送りするとの観測が浮上している。

一方でトランプ米大統領は7日、記者団に「大きな取引を望んでいる」と語り、部分合意には否定的な見方を示した。

米中は9月1日に互いの輸入品ほぼすべてに制裁関税を拡大する第4弾の一部を発動。米国は閣僚級協議後の今月15日に制裁第1～3弾の税率を引き上げる予定で、圧力をかけて譲歩を促している。

対中貿易協議、進展する可能性＝日本との合意の成果「非常に大きい」－米NEC高官

【ワシントン時事】米国家経済会議（NEC）のクドロー委員長は7日、米FOXニュースのインタビューで、10日にワシントンで開く米中閣僚級の貿易協議に関し、「いくつかの追加的な進展がある可能性はある」と述べ、交渉結果に期待感を示した。また「中国が持ってくる提案に対しては短期的、長期的であれいずれも（議論することには）オープンだ」と語った。

日米が合意した貿易協定については「非常に大きなものだ」と意義を強調。「（トランプ政権の）貿易政策が機能していることを示すものだ」と訴えた。